

◎新潟県告示第147号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の19第2項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成30年2月20日

新潟県知事 米 山 隆 一

障害児通所支援の種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止年月日
児童発達支援	くるーる	柏崎市四谷1-14-37	社会福祉法人ロングラン	平成30年1月31日